

岡山県民間社会福祉従事者共済制度 年金資産の運用に関する基本方針

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

(令和7年1月1日)

年金資産の運用に関する基本方針

(運用目的)

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、岡山県民間社会福祉従事者共済制度（以下「共済制度」という。）規程に定めた一時金の支払を将来にわたり確実に行なうため、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

(運用目標)

年金財政上の予定利率、各運用資産毎に市場における収益率（以下「ベンチマーク」という）、及び各運用資産毎のベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

(資産構成)

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数を考慮した上で、将来にわたる最適な組み合わせである政策的資産構成割合（以下「政策アセット・ミックス」という）を別紙のとおり定め、中長期的にこれに基づく資産構成割合を維持するように求める。この政策アセット・ミックスは、共済制度の成熟度及び財政状況等を勘案し中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策アセット・ミックスの見直しを行なうものとする。

(運用にあたっての留意事項)

(1) リスク管理について

① 基本的な考え方

リスク・リターン特性の異なる複数の資産クラス、運用スタイルへ分散投資を行なうことにより特定のリスクへの偏りを防ぎ、適切なリスク管理を実施する。

また、適宜成熟度及び財政状況を踏まえた前項政策アセット・ミックスの見直しを行なうことにより、資産と負債の総合的な管理を実施する。

② 具体的なリスク管理方法

ア．資産全体のリスク管理に関する事項

A L Mコンサルティング等適切な方法により定めた政策アセット・ミックスに基づいた運営を行なう。政策アセット・ミックスとの乖離状況についてはモニタリングを行ない、必要に応じてリバランスを実施することとする。

イ．各資産毎のリスク管理に関する事項

運用を委託する運用機関に対して、次の事項の遵守を求めることで、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスク・為替リスク等に関する適切なリスク管理を実施する。

あわせて運用指針においては、①委託する資産②ベンチマーク③投資スタイル等を明示し、トラッキングエラーやインフォメーションレシオ等の管理を行なうことにより、委託運用機関の運用状況についても管理を行なう。

● 各資産の共通事項

- ・ 十分な分散投資を行なうこと
- ・ 合同ファンドでの運用を行なう場合には、運用対象及び運用スタイルが明確なファンドのみを対象とすること
- ・ 個別銘柄を選定する際には、当該投資がポートフォリオに及ぼす影響を考慮すること。また、流動性が低いからというだけで投資対象から除く必要はないこと。ただし、資産全体として流動性の確保に留意すること。
- ・ 資産区分に従ってフルインベストメントをこころがけ、余裕資金は最小限とすること。また、余裕資金については流動性及び収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと。さらに余裕資金の管理は明確に把握できるように区分して行なうこと。
- ・ 有価証券の頻繁な売買に伴う取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること。
- ・ デリバティブの利用にあたっては、専ら債券、株式、外国為替等の価格変動リスクの一時的なヘッジ（いわゆる売りヘッジ）又は原資産の一時的な代替（いわゆる買いヘッジ）を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行なわないこと。

● 国内債券

- ・ 投資対象は円建て債券（資産担保型社債を含む）とし、債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者について十分な調査を行なった上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図ること。

● 国内株式

- ・ 投資対象は、原則として国内の各証券取引所、店頭市場において公開されている株式とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。
- ・ 買い占め等の仕手戦には参加しないこと。
- ・ 信用取引の実施にあたっては、事前に県社協と十分に協議するものとする。

● 外国債券

- ・ 投資対象市場リスク及び為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定すること。
- ・ 投資対象の債券の格付、クーポン、償還日等の発行条件、発行者等について十分な調査分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。

● 外国株式

- ・ 投資対象市場リスク及び為替リスクについて十分調査した上で、投資対象国及び通

貨を選定すること。

- ・ 投資対象は、MSCIの構成国として採用されている各国の各証券取引所、店頭市場において公開されている銘柄とし、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分な調査、分析を行なった上で銘柄を選択するとともに、投資対象国や通貨、業種、銘柄等について適切な分散化を図ること。

● その他の資産

- ・ 不動産、不動産投資信託、不動産信託商品、未公開株式等の特殊な資産（オルタナティブ）の組入れに関しては、事前に県社協と十分に協議し、流動性や適正な時価評価、組入比率に留意すること。

(2) 運用受託機関の選任、運用業務に関する報告の内容及び方法、運用受託機関の評価

ア. 運用受託機関の選任に関する考え方

- ・ 政策アセット・ミックスに基き、運用スタイル・運用手法の分散を勘案し、最適な運用機関を選任し、各運用機関に対して運用指針を提示する。運用機関の選任にあたっては、当該機関の投資哲学、運用スタイル、運用管理体制、法令遵守体制、運用担当者の経験等を総合的に勘案して行なう。なお、運用報酬等運用に要する費用については、運用スタイルや市場実勢の報酬水準等に照らして妥当性の合理的判断を行なう。

イ. 運用報告に関する考え方

- ・ 県社協と運用受託機関は、原則として年4回、年金資産の運用に関してミーティングを行ない、運用結果・運用計画等についての報告、運用に関する重要事項について協議を行なうものとする。
- ・ 運用受託機関は、原則として年4回、年金資産の運用状況について報告書を提出する。
- ・ 運用受託機関は、県社協から年金資産の運用に関して特別に説明を求められた場合は、県社協と協議の上、適切と思われる方法で報告を行なうこととする。

ウ. 運用受託機関の評価に関する考え方

- ・ 運用受託機関の評価は定量的評価に定性的評価を加えた総合評価で行なう。なお、評価期間は原則として3年以上とするが運用成績が著しく不良の場合等はこの限りではない。

● 定量的評価

- ・ 各資産の評価は各資産の時間加重収益率とベンチマークとの比較で行なう。
- ・ 資産全体の評価は原則として資産全体の時間加重収益率と複合ベンチマークとの比較で行なう。

● 定性的評価

- ・ 各運用機関の投資哲学、運用スタイル、運用管理体制等を踏まえて総合的に行なう。

(3) 運用業務に関して遵守すべき事項

ア. 受託者責任

- ・ 運用受託機関は共济制度の年金資産の管理運営にあたり、善良なる管理者の注意に基づき、委託者たる県社協のために忠実にその職務を果たさねばならない。

イ. 基本方針・運用指針の遵守

- ・ 運用受託機関は、県社協が定めた運用基本方針・運用指針を遵守する。

ウ. 関係法令の遵守

- ・ 運用受託機関は、関係法令の遵守とともに、その確保のための体制の整備などに努める。

(4) 最良執行について

有価証券の売買執行を行なう際は、県社協にとって何が最良執行なのかを常に念頭に置きながら総取引コストが最小になるように執行すること。

(その他運用業務に関し必要な事項)

その他運用にあたって、次の事項に留意するものとする。

- ・ 基本方針は、共济制度の状況、共济制度を取り巻く制度や環境の変化に応じて変更する場合がある。その場合、変更内容は各運用受託機関に対して文書をもって通知する。また、本基本方針に沿った運営にあたっては、運用受託機関と十分協議の上これを行なうこととし、基本方針について、受託機関からの意見や申し出を妨げるものではない。
- ・ 運用受託機関は、本基本方針に関わる事項並びに別途提示する資産構成割合の基準及び許容幅等を記した運用指針に沿った運用を行なうものとする。
- ・ 資産管理受託機関には次の事項に留意することを求めるものとする。
 - ① 資産の分別管理が行なわれていること。
 - ② 資産の売買に伴う受渡・決済が確実に行なわれていること。
 - ③ 資産の再保管先の選定にあたっては、事務処理能力、コスト、信用状況等を把握するとともに、保管状況について随時チェックを行なうこと。
 - ④ 資産の管理が保護預かりにより行なわれている場合、当該資産の管理状況を確認していること。
 - ⑤ 資産の管理を行なう部署と運用を行なう部署との間に隔壁が設けられていること。
- ・ なお、資産管理機関の選任にあたっては、各資産管理機関の管理体制・能力を勘案し、最適な資産管理機関を選任するものとする。同機関に対しても、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に関わる年金資産の運用状況の報告を求めることとする。

(別紙) 政策アセット・ミックス

運用資産	資産構成割合
国内債券	42%
国内株式	16%
外国債券	19%
外国株式	16%
キャッシュ等	7%
合計	100%

ただし、キャッシュを除く各資産の許容乖離幅は、±10%とする。(キャッシュについては、乖離幅に制限を設けない。)

以 上